

柔軟仕上げ剤など、家庭用品に含まれる香料の成分表示等を求める要望

家庭で使用する柔軟仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料によって、頭痛、吐き気などの健康被害を受けている人が増えています。学校や職場に行けなくなるほど深刻な状況もあります。2017年、日本消費者連盟が開設した相談窓口「香害110番」には213件もの苦情や悲鳴が寄せられ、新たな公害である「香害」を社会問題と捉え、香料の必要性を疑問視する報道も行われています。

一方、政府は、「確固たる知見がない限り、成分を規制することはできない」として消極的な対応に終始しています。また、日本石鹼洗剤工業会は「品質表示自主基準」を改定し、商品の容器包装等に、「目安量通り使用しましょう」などの表示を検討しているとのことですが、問題は使用量ではなく製品の成分が消費者に知らされていないことです。

欧州連合(EU)は、化粧品規制でアレルゲンであることが明白な26種について物質名を表示するよう定め、配合量も規制しています。また、多国籍企業ユニリーバのアメリカ法人は、2017年2月、自社のパーソナルケア製品(身体用洗浄剤)に配合されている香料成分を2018年末までに開示すると発表しています。

日本においても、消費者が健康で安心して暮らすため、政府は製品の香料成分の表示など、香料の安全性に対する実効性のある法的規制を行うべきです。子どもたちが安心して学校で学び、誰もが安心して暮らすことができるよう、以下要望いたします。

記

1. 「香害」で苦しむ人がいることを周知徹底し、ポスターなどで香料自粛に向けた啓発をしてください。
2. 柔軟仕上げ剤、消臭除菌スプレーを「家庭用品品質表示法」の指定品目としてください。
3. 香料の成分表示を義務付けてください。
4. 国民生活センターに被害の実状に合わせた専用窓口を設置するとともに、「香害」の相談窓口を各都道府県に設置してください。

氏 名	住 所

※上記個人情報 は本目的以外に使用しません。

第1次集約：10月末 ・ 第2次集約：11月末

呼びかけ団体：子どもの未来を考える市民の会

生活クラブ生活協同組合北海道／北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会／
市民ネットワーク北海道

問い合わせ・送り先：生活クラブ生活協同組合本部（多田）

〒063-0829 札幌市西区発寒9条13丁目1-10 TEL 011-665-1717